

危険な空き家の除却支援 【老朽危険空き家除却支援事業】

適切な管理が行われていない空き家の解体を促進するため、老朽化し危険な状態の空き家の除却に要する費用を補助します。

- 【対象】 次のすべてに該当する建築物の所有者または相続人
- ①老朽危険空き家であるもの
※市職員が調査・判定を行う「不良度判定」の合計評点が100点以上である建築物
 - ②概ね1年以上居住または使用されていない状態にあるもの
 - ③所有関係が明確であり、差押えまたは、所有権以外の権利設定がされていないもの
- 【補助内容】 空き家の除却に要する費用の2分の1（上限50万円）
※除却に要する費用が20万円を超えるものに限りです。
- 【募集期間】 4月22日(月)から受付（予算額に達し次第、受付終了）

空き家などを 所有されている方へのお願い

空き家の管理は所有者の責任です。建物が老朽化し、倒壊や部材の落下等により近隣の建物や通行人などに被害を及ぼした場合、所有者は損害賠償などの管理責任を問われることがあります。日頃から定期的に空き家などの状態を点検し、危険な箇所は速やかに修繕を行うなど、危険を防止しましょう。



問合せ・申込先

各支援事業・補助金の詳細については、住宅政策課にお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

住宅政策課 ☎22-8141

空き家の利活用

■ 敦賀市空き家・空き地情報バンク

市内の空き家・空き地について、所有者の方から登録いただいた情報をもとに敦賀市ホームページから全国に向けて売却・賃貸情報を発信する「敦賀市空き家・空き地情報バンク」制度があります。

市内の空き家・空き地を所有されている方はバンクへの登録をぜひご検討ください。登録の手続き等については住宅政策課までお問い合わせください。

■ 空き家診断促進事業補助金

空き家診断士が行う、建物の基礎や外壁、雨水侵入部分のひび割れや劣化状況等の診断費用の補助を行います。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している一戸建て住宅の空き家診断を行う個人、または宅地建物取引業者

【補助内容】 診断にかかる費用の3分の2（上限3万5千円）
【募集期間】 4月22日(月)から受付（予算額に達し次第、受付終了）

■ 空き家家財道具等処分補助金

空き家の家財道具等の処分にかかる費用の補助を行います。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している空き屋の家財道具等の処分を行う個人所有者

【対象事業】 敦賀市一般廃棄物収集運搬許可事業者が行うもの
【補助内容】 収集・運搬費、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄処分委託費等にかかる費用の3分の2（上限5万円）
【募集期間】 4月22日(月)から受付（予算額に達し次第、受付終了）

■ 空き家・空き地情報バンク成約奨励金

敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している一戸建て住宅が、売買または賃貸借等の成約をした場合に、奨励金を交付します。

【対象】 対象住宅の空き家・空き地情報バンクの登録者（契約の相手が3親等以内の親族である場合を除く）
【奨励金額】 仲介手数料の3分の2（上限5万円）
【募集期間】 4月22日(月)から受付（予算額に達し次第、受付終了）

敦賀市への定住支援 【定住促進住宅改修等支援事業】

■ 3世代ファミリー定住支援事業



① 住宅取得補助

【対象】 市外にお住まいの子育て世帯*と、その親世帯が同居または近居するために、市内で一戸建て住宅を取得（新築・購入）する方

【補助内容】 取得金額（土地代除く）の2分の1（上限25万円）
※立地適正化計画の居住誘導区域内で建設または新築住宅を購入し近居する場合、上限30万円
※中古住宅を購入し近居する場合、上限50万円



② 住宅リフォーム補助

【対象】 市外にお住まいの子育て世帯*と、その親世帯が同居するために市内に所有している一戸建て住宅のリフォームや増築をする方

【補助内容】 対象工事費の2分の1（上限90万円）

* 子育て世帯…申請時点で、夫婦いずれもが満50歳未満、または夫婦と18歳以下の未就労者である子どもがいる世帯

■ 子育て世帯と移住者への住まい支援事業

① 空き家の購入補助

【対象】 空き家を購入する県内の子育て世帯*1
または移住者*2

【補助内容】 取得金額（土地代除く）の3分の1（上限50万円）

② 空き家リフォーム補助

【対象】 購入または賃借した空き家进行リフォームする県内の子育て世帯*1または移住者*2
【補助内容】 対象工事費の3分の1（上限50万円）
※「空き家」は「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登録されている一戸建て住宅に限ります。

*1 県内の子育て世帯…18歳以下の未就労者の子どもと同居している世帯

*2 移住者…次の①から③のいずれかに該当する方

- ①現在、県内に住所を有していない方
- ②県内に住所を有して2年以内の方
- ③県外から県内の大学等に進学し、県内企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方

定住促進住宅改修等支援事業の共通要件

【募集開始】 4月22日(月)（予算額に達し次第、受付終了）
※カーテン・家具等の備品、電化製品の設置、外構工事等は対象となりません。
※「リフォーム補助」は、20万円を超える工事に限ります。
※交付決定前に着工したもので、4月22日以前に購入したものは対象となりません。

敦賀市の 住宅関連 補助制度

木造住宅の耐震化支援 【木造住宅耐震化促進事業】

■ 木造住宅の耐震診断と補強計画作成

耐震診断等の費用の補助を行います。



① 一般診断法

【対象】 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅を、自ら居住するために所有されている方

【募集戸数】 15件

【個人負担額】 10,000円（耐震診断5,000円と補強計画5,000円）

② 伝統診断法

【対象】 伝統的構法により建てられた木造住宅を自ら居住するために所有されている方

【募集戸数】 1件

【個人負担額】 23,760円（耐震診断12,960円と補強計画10,800円）
※診断と計画作成はセットです。

※伝統診断法は申込みの前に、個人負担で古民家鑑定および床下インスペクション（床下の状態を専門家が診断する）を別途受ける必要があります。

【募集開始】 ①、②ともに4月22日(月)から

■ 木造住宅の耐震改修工事

耐震改修工事費用の補助を行います。

【対象】 市の耐震診断及び補強計画を実施したもので、①または②のいずれかに該当する一戸建て木造住宅

①一般診断法による耐震診断の結果、診断評点が1.0未満と判定された住宅

②伝統診断法による耐震診断の結果、評価指数が30を超える住宅

【募集戸数】 上記① 3件、上記② 1件

【補助内容】 上記① 最大100万円を補助

上記② 最大170万円を補助

（どちらの場合も対象工事費の80%以内）

【募集期間】 4月22日(月)～5月10日(金)（予算額に達し次第、受付終了）※申込多数の場合は、5月下旬に公開抽選予定